

# いざというときの備えは今のうち



自分や家族が、日常生活の手続きや金銭感覚が難しくなる。  
そんな不安を安心に変える制度があります。

「成年後見人制度」を使うとどんなふうに暮らしやすくなるかわかりやすく事例紹介をもとにお話しします。

日時 10月23日(土) 10:00~11:30 (開場 9:50)

会場 八幡台公民館 集会室

講師 木更津市社会福祉協議会 高木淳佳氏

申込 コロナ対策のため30人限定です。

きさらづ市民ネットワーク事務所

36-0677 (留守電になってますが、お話しください。)

録音されますので、のちほど確認の電話をいたします)

認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分

はい

## 法定後見制度

ご本人が住んでいる地域の家庭裁判所に申請



- 申請は、ご本人や親族などできる人は限られています。
- 誰に後見人になって欲しいかを申告できます。



家庭裁判所が審判（決定）

- 後見人を誰にするか。
- ご本人の判断能力の程度によって後見、保佐、補助と支援の種類が分かります。これらを裁判所が決定します。

後見人等（保佐人、補助人含む）が、ご本人の代理人となって、財産の管理をし、生活上の契約や各種の申請などを行います。



後見人は行った内容を定期的に裁判所に報告する義務があります。

家庭裁判所が定期的に後見人を監督しているから安心安全！



いいえ

## 任意後見制度

— 判断能力があるうちの将来への備え —

- 「誰に」「何を」頼むかを決められます。
- 公証役場で公正証書にする必要があります。
- ご本人の判断能力がなくなってきたとき、任意後見人の支援が始まります。同時に家庭裁判所が監督人を選んで、任意後見人を監督します。

木更津市では一定の研修を受けた市民後見人も活躍しています。



後見人にはいくら払うの？

どちらにも決まりがあります！

法定後見  
家庭裁判所が決める

任意後見  
契約時に相手方と協議して決めておける

成年後見制度は、ご本人の判断能力が回復するか、亡くなるまでずっと続きます。制度を正しく知って利用しましょう！

お気軽にご相談ください。

きさらづ成年後見支援センター（木更津市社会福祉協議会内）

〒292-0834 木更津市潮見 2-9 ☎ 0438-22-6226 FAX 0438-22-3550

▶ 出前講座の申込は、きさらづ市民ネットワーク事務所へ 36-0677